

こんな商法にご注意！

資格商法

自宅や職場に電話がかかり
「受講すれば資格が取れる」「仕事に有利」などと
勧誘して契約させる販売方法です。

〈職場に電話が〉

〈数日後・・・〉



何年も経ってから「まだ資格が取れていないから契約は続いている」「登録を取り消すための契約を」などと、新たに契約をさせる二次被害も増えていきます。

資格商法は契約書面を受け取った日を含む8日間は、クーリング・オフ（消費者が無条件で契約を解除できる制度）できます。

電話には手短に対応し、必要のないものや、納得できない請求は、きっぱりと断りましょう。